防災情報発信

今回は、消火器の使用期限についてご案内いたします。

- ・消火器には使用期限があることをご存知でしたか?
- ・住宅用消火器の使用期限は、おおむね5年です。
- ・業務用消火器の使用期限は、おおむね10年です。 消火器本体に使用期限が記載されています。

是非、この機会にご確認をお願いいたします。

使用期限を過ぎた消火器は速やかにお取替えください。

・使用期限を過ぎた消火器は破裂の危険性があります。

(一般社団法人 日本消火器工業会HPより)

消火器のあっせんについては大田区ホームページでご確認をお願いいたします。 「大田区役所」「消火器のあっせん」で 検索 してくださいね!

羽田坳区相談窓口相談サイト開設!

重点整備路線対象者向けの情報の他、羽田地区の 不燃化に向けた建替え助成制度等をご紹介しております。今後内容の充実を図るべく情報を更新して 参りますので、ぜひご覧ください。



ホームページアドレス(https://www.funenkamadoguchi.com/)

羽田地区不燃化相談窓口のご案内

住 所 : 大田区羽田4-11-4山口ビル1F

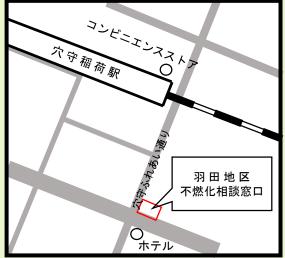
T e 1 : 03-6423-8118

営業日:月・火・木・金・土(年末年始・祝日・第5土曜除く)

営業時間: 10:00~18:00(12:00~13:00除く)

【案内図】







羽田地区

第8号 令和4年3月発行

重点整備路線沿道ニュース

発行:大田区まちづくり推進部防災まちづくり課

株式会社URリンケージ



重点整備路線対象者全戸訪問案施中!

㈱URリンケージです。 道路拡幅整備事業に ついて、ご説明・ご意 向の確認に参りました。 ご意見をお聞かせくだ さい!



昨年秋口より、重点整備路線に土地・建物を所有されている皆さまのところへ個別に訪問(遠方にお住まいの方には案内を送付)させていただき、道路拡幅整備事業に関してのご説明・ご意向の確認をさせていただいております。

ご協力いただいた皆さまには、この場をお借りして御礼申し上げます。また、まだご意向の確認が出来ていない方に関しましても、引き続きご訪問、ご案内の郵送等させていただきますので、ご協力宜しくお願いいたします。

~訪問に際して皆さまからいただいたご意見、ご質問~

- ・道路拡幅は街の活性化に繋がる。
- ・年を取ると体が動かなくなるため、今のうちに事業に協力したい。
- ・この事業はいつまでに終わらせるのか。
- ・前面道路は割と広い方だが、広げる必要があるのか。
- ・補償金で工事ができるのか。
- ・拡幅された部分を見ると電柱がそのまま残っているが、今後どうなるのか。 等々

早期整備かできるよう、皆様のご意見、ご質問に私たちかお答えして参りますので、宜しくお願いいたします。

P4 P

競務相談会を開催しました!

去る令和4年2月4日、2月6日にご契約に向け現在お話を進めている方を主 とした税務相談会を開催しました。

当日は、補償金に係る税務に精通した税理士先生をお迎えし、課税の特例等に関する、皆さまの疑問やお悩みに回答していただきました。

ご参加いただいた皆さまからもご好評をいただき、不安が解消された、こうした機会を設けてもらうのは助かる等のお言葉をいただきました。

今後も定期的に税務相談会を開催して参りますので、ぜひ税務相談会をご 活用いただければと思います。





~令和3年度実施報告~

(令和4年2月15日現在)

皆さまのご協力のもと、下記実施いたしました。

① 事業説明等の戸別訪問 115件

② 測量の実施 8件

③ 物件調査の実施 6件

④ 契約4件

⑤ 移転完了 7件

ご協力ありがとうございました。

引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。



~用地補償Q&A~(測量編)

用地取得に関して皆さまが疑問等お持ちになる事項について、お答えしていきます。今回は「測量編」ということで、皆さまからいただいたご質問にお答えいたします。

測量を行うことにより、皆さまがお気にされている「どこまでの範囲が道路になるのか?」について、確認することができます。

ぜひ、ご協力をお願いいたします。

Q1 なぜ測量をしなくてはならないのか。

道路拡幅に必要となる土地の範囲を確定させる必要があります。 範囲確定後、その範囲について皆さまのご協力のもと、お譲りいただ きたいと考えております。

Q2 誰が測量をするのか。

大田区が依頼する土地家屋調査士が測量を実施します。

O3 作業にどれくらい時間が掛かるのか。

現地の状況に寄りますが、概ね半日~1日要します。

測量中、常に皆さまにお立会いいただく必要はございませんが、確認が必要となる場合、土地家屋調査士よりお声掛けさせていただきます。

O4 費用は掛かるのか。

大田区の事業で行うものですので、費用は掛かりません。(無償)

Q5 隣接者との立会いが必要か。

既に隣接地との境界確認がされている場合には、その境界確認資料を確認させていただきます。それらの資料が無い場合には、測量後の図面を用いて隣接者と境界について立会い確認を行います。

(測量を行った土地家屋調査士が、境界についてご説明いたします。)

O6 測量図面は残地の売買等で使用可能か。

測量した図面は、あくまでも道路拡幅部分を確定させたものです。 残地売買等で測量図面が必要となる場合には、改めて残地部分について の測量を皆さまに行っていただきます。

P2 P3